平成30年度税制改正の概要(事業継承税制等)

平成 30 年税制改正について、今回はこれまでの所得税、法人税以外のその他税制について主要なものを解説いたします。

1. 事業承継税制の拡充 (非上場株式についての相続税・贈与税の納税猶予)

事業承継税制は平成 21 年度創設されましたが、実務での適用に諸問題があり、実際の適用が進みませんでしたが、平成 30 年度で要件等が抜本的に緩和されました。

項目	従来の制度	改正後
(1)要件の緩和	対象会社の総株式の 2/3 が対象税の猶予割合 80%(負担 20%)事業継承後5年で平均8割の雇用維持	対象会社の全株式を対象税の猶予割合 100%(負担0%)雇用維持要件の弾力的な対応
(2)事業継承パター ンの拡充	・先代経営者(1名)から次世代(1名)への 継承	・先代経営者以外の所有株式も対象可・事業継承者を複数とすることも可能
(3)事業承継後の 負担軽減	会社を譲渡、解散した際に <u>税額の再計算</u> を行い、 <u>過度な負担となることを防止。</u>	

期間及びその要件

- ・平成30.1.1から平成39.12.31までの相続又は贈与について適用されます(10年間のみ)
- •平成 35.3.31 までに「特別承継計画」を都道府県(山形県の場合は「商工労働部中小企業振興課」)に 提出した場合に限られます。従って、「まずは計画書を提出する」ことが必須で、実際の贈与はその後平 成39年末までに行えばよいです。

適用のための進め方

すでに中小企業庁のサイトに、申請書等の様式が掲載されました。また国税庁のサイトでは「事業継承税制特集」が掲載されています。

<u>これからの非上場株式の相続税対策は、この事業継承税制の適用をまず検討する必要がある</u>、と言えます。しかし複雑な制度であり、実施後の定期的な報告が必要になるなどの負担もあります。

弊事務所では、今後セミナー等を開催して詳しくご案内する予定です。

2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

同族関係者を中心として一般社団法人等(持分のない法人)を節税目的で設立し、贈与税・相続税の負担を過度に軽減させる方法が散見されました。しかし、平成30.4.1からは従来課税を逃れられていた社団法人等であっても、同族役員や特殊関係者が法人役員の1/2以上等の要件を満たす場合、当該一般社団法人等自体に贈与税・相続税が課されることになりました。

なお、平成30.3.31以前に設立された一般社団法人等については、平成33.4.1以降の相続について適用されます。

3. 国際観光旅客税の創設

海外から日本への観光を促進するために、観光基盤の拡充・強化の整備財源として、日本から出国する旅行客(日本人も対象)から1回につき1,000円を徴収されます(平成31.1.7以降の出国から適用)。チケット代金に上乗せする等の方法で支払うことになります。

@5月の予定

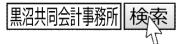
5/10・4月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

5/31・3月決算法人の確定申告

・6,9,12 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日





発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅篭町 3-1-4 食糧会館 3階 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL http://kuronuma-ac.jp/E-Mail info@kuronuma-ac.jp